

令和 7 年 6 月 29 日

2024 年 1 月 1 日から 2025 年 1 月 31 日までに家庭医療センターで生活習慣病療養計画書の交付を受けた患者さんへお知らせ

当院では、以下の臨床研究を実施しております。この研究は、通常の診療で得られた情報の記録に基づき実施する研究です。このような研究は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年 12 月 22 日制定 平成 29 年 2 月 28 日一部改正）」により、対象となる患者さんのお一人おひとりから直接同意を得るのではなく、研究内容の情報を公開するとともに、参加拒否の機会を保障することとされています。この研究に関するお問い合わせ、また、ご自身の診療情報が利用されることを了解されない場合は、以下の問い合わせ先にご連絡ください。利用の拒否を申し出られても何ら不利益を被ることはありません。

1. 研究課題名 当院における生活習慣病療養計画書交付に関する現状と課題

2. 研究期間 令和 6 年 5 月 ～ 令和 9 年 3 月 31 日

3. 研究機関 医療法人博愛会 颯田病院 家庭医療センター

4. 実施責任者 家庭医療センター 看護師 大塚清加

5. 研究の目的と意義

皆さまの健康寿命の延伸において、生活習慣病の適切な管理は大きな課題であると言えます。生活習慣病は、「食習慣、運動習慣、休養、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群」と定義されています。

当院は、地域の皆さまの健康と幸福に貢献できる病院でありたいという想いのもと、「We Deliver the Best」を経営理念として掲げ、日々かかりつけ医として地域医療に尽力しています。こうした役割を担う当院にとって、生活習慣病対策の強化や総合的な治療管理は、地域の皆さまの健康を守るうえで重要な課題です。国の政策では、生活習慣病の適切な管理を推進するため、令和 6 年度診療報酬改定において、脂質異常症・高血圧・糖尿病に関する「生活習慣病療養指導計画書」の交付を行うことで、かかりつけ医に対しより適切な管理を求めています。生活習慣病療養計画書の運用について、当院は令和 6 年 5 月から模擬実施を始め、多職種で生活習慣病療養計画書を作成することで、外来受診毎に患者指導に役立てています。令和 8 年 6 月時点で、運用上の問題は見られていません。

しかし生活習慣療養計画書導入による効果の測定は、担当医毎の評価となっており、当院全体でどのような傾向が見られているのか分析できていない現状があります。そこで、生活習慣病療養計画書の内容について適切な運用がなされているのか、期待した効果が得られているのか、現状を把握する必要があると考えます。そうすることで、課題の

抽出・今後の運用方法について見直しを行い、より効果的で効率的な運用方法を検討したいと考えております。

6. 研究の方法

当院において、利用する情報は、年齢、性別、担当医、主病名、生活習慣病療養計画書を交付している患者における指導内容、血液検査の推移、外来待ち時間を調査します。

それにより、現状を把握し、課題の抽出を行う。そして、より効果的で効率的な外来機能の運用に繋がります。

7. 個人情報の取り扱い

研究の実施にあたっては、以下ことをお約束します。

- ①電子カルテから得られた皆さんの情報は、研究以外の目的で使用しません。
- ②研究の全過程においてプライバシーの厳守に努めます。
- ③研究発表では個人を特定できないように、すべてコード化し匿名とします。
- ④研究の終了時には、調査した結果のデータは研究終了後 5 年間 頤田病院内で管理された後に全て廃棄します。
- ⑤この研究によって得られた成果を学会や論文で発表する場合には個人を特定できる氏名・住所などの個人情報は一切使用しません。

8. 問い合わせ先

〒820-1114 福岡県飯塚市口原 1061-1

医療法人博愛会 頤田病院 家庭医療センター長 丸山淳也 TEL:0948-92-2131

9. その他

研究への参加に対する直接的な利益はありません。また費用負担や謝礼也没有ありません。本研究の利益相反は頤田病院利益相反委員会の承認を得ており、公平性を保ちます。